

平成28年度鳥取県障害者施策推進協議会（第2回）

日 時 平成29年3月23日（木）

午後2時から午後4時

場 所 ホテルセントパレス倉吉 4階 シャンパーニュ

1 あいさつ

（林障がい福祉課係長） 定刻になりましたので、これより、鳥取県障害者施策推進協議会を開催いたします。開会に当たりまして、小林障がい福祉課長より御挨拶を申し上げます。

（小林障がい福祉課長） 皆様、こんにちは。大変、お忙しい中、本日お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。当初の予定では、藪田福祉保健部長のほうがちらにまいりまして、御挨拶させていただき予定でございましたけれども、急遽、別の用務が入った関係で、出席できなくなりました。皆様方には、くれぐれもよろしくお伝えくださいということでしたので、どうか御了解いただきますようお願い申し上げます。

今、県のほうでは、いわゆるあいサポート条例と申しまして、今、仮称でございますけれども、「県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」といったものの検討をしておるところでございます。これまで3回ほど条例の策定検討委員会を開催いたしまして、条例に盛り込むべき内容につきまして、御審議、御意見をいただいているところでございます。本日はその状況につきまして、まず御報告させていただいて、御意見を伺うということとともに、来年度の当初予算につきまして、関係各課のほうから、主な予算につきまして御説明をさせていただきます。それから、以前、皆様方から御意見をいただいております障がい福祉等に関する御意見につきまして、文書で回答するというので、本日はその回答につきましてまとめましたので、そのことにつきましても、全てではございませんけれども、御報告をさせていただきたいというふうを考えております。それからあと、現在、「障がい者プラン」というのが9年間の計画で走っておりますけれども、その中で、障害福祉計画につきましては、平成29年度が終わりの年度になっておりますので、来年度は、平成30年度からの3カ年の障害福祉計画の部分を改訂する必要がございます。そのことにつきましても、若干御説明させていただきたいと思っております。いずれにおきましても、皆様方の忌憚ない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（林障がい福祉課係長） 申しおくれましたが、私は、本日の司会を務めます障がい福祉課の林と申します。この議事に入ります前に、確認事項を申し上げます。まず、こちらのこの協議会の公開についてでございます。情報公開条例に基づきまして原則公開しておりますので、公開することにつきまして御了解をいただきますようお願いいたします。それから、配布資料について確認をさせていただきます。事前に、次第の資料2から5までお送りさせていただいております。本日は資料の追加がございまして、机の上に配付をしております。追加した資料は、資料1でございます。資料をお持ちでない方、それから資料に不足がある方がございましたら、事務局までお知らせをお願いいたします。次に、発言される際のお願いを申し上げます。視覚・聴覚に障がいのある委員さんがおられますので、発言される際には、氏名を述べ、簡潔にゆっくりお話

させていただきますようお願いいたします。発言の途中でも不明なところがあれば、挙手等で遠慮なくお知らせをいただければと思います。以上で、確認事項の説明を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。条例第6条によりまして、議長は会長が務めることとなっております。会長のほうでよろしくようお願いいたします。

2 議事

(1) 県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（仮称）の検討状況について（前垣会長） それでは、鳥取大学の前垣です。それでは、これから議事に入らせていただきます。まず初めに、議題の1 県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（仮称）の検討状況についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

（明場障がい福祉課社会参加推進室長） はい。障がい福祉課の明場です。よろしく申し上げます。冒頭、うちの課長のほうから話がありました、あいサポート条例の分ですけれども、これにつきまして検討会を設けました。第3回目の検討会で議論した内容について、本日は報告させていただきます。11月に、第2回目の会議のときに、条例の途中経過ということで全体を示させていただいたところではあるんですけれども、今回は、その後、大雪とかございまして、特にその障がい者の方の災害時の支援の部分について、もうちょっと検討したほうがいいということでございまして、今回の3回目の検討委員会においては、そこを中心に議論した。それとあと、内容的には、障がい者のその情報アクセシビリティとかコミュニケーションの保障について、このあたりについて重点的に検討をいたしました。それについて、基本的な考えとか等々を含めて説明させていただきます。

まず最初、1ページ目です、点字も1ページ目ですが、基本的な考え方ということでございます。まず最初に、県民への障がい者への理解を深める県民運動を推進ということで、これは、あいサポート運動を推進していくということでございます。それから、障がいを理由とする差別の解消ということですが、障害者差別解消法が施行されました。その分の差別に係る部分の解消に向けて、県としても取り組んでいくということでございます。3点目としまして、点字のほうは2ページになりますけれども、障がい者の情報アクセシビリティとコミュニケーションを保障するという。それから、災害発生時における障がい者の支援についてということ。それと、最後になりますけれども、障がい者の自立と社会参加が進むように、医療・福祉の連携でありますとか、教育環境の整備等を進めていくということでございます。

続きまして、3県の責務ということでございますけれども、上記に掲げております基本的な考え方にとりまして、県の障害者計画、障害福祉計画、県でいいますと、障がい者プランということになりますけれども、この中において、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するための施策を定めていくというつくりになっております。点字は3ページ目になりますが、市町村の責務ということで、市町村についても基本的な考え方にとりまして施策に取り組むと。県民の役割としましては、これも基本的な考え方にとりまして、障がい者に対する理解を深めるとともに、施策に協力するというところでございます。そして、事業者の役割としましては、障がい者が利用しやすいサービスの提供と障がい者が働きやすい環境の整備ということになります。

続きまして、障がい者を理由とする差別の解消ということをございますけれども、これにつきましては、そのために、現在、鳥取県人権尊重の社会づくり条例による人権相談、すみません、点字は4ページになりますが、人権相談窓口というのがあるのですけれども、そこに、障がい者差別解消支援センターという形で、障がい者差別解消に向けた取り組みを行うセンターを設けるということを考えております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。障がい者の情報アクセシビリティとコミュニケーションの話になります。この中で一応、県・市町村・県民、それから事業者と、それぞれの取り組み内容について定めております。まず、県の取り組みについてでございますけれども、まず、県は視覚障がい者に対して、その情報を伝達するときは、点字、拡大文字等によって情報を伝達するとともに、視覚障がい者の方がコミュニケーション手段を使いこなすための訓練の実施に努めるということをやっております。点字のほうは5ページになります。続きまして、聴覚障がい者につきましては、伝達するときには、手話、筆談、筆記用具によるということで、そのほかにその手話通訳者の派遣とか養成、そういったものに努めるということ。そして、盲ろう者に対しましては、指文字、指文字、触手話に努めるということです。点字は6ページ目になりますけれども、言語機能、音声機能に障がいのある方につきましては、聞き取りにくいときには繰り返し聞くとか、筆談に切りかえてとにかく内容を確認するように努める、それから、音声訓練の実施に努めるということをやっております。それから、知的障がい者に対しては、情報を伝えるときは、平易な言葉を使い、漢字に振り仮名を振るということ、それからコミュニケーションをとる場面では、短い文章で、身ぶり手ぶりを交えて伝えるということ。続きまして、発達障がい者につきましては、点字は7ページになりますが、短い文章で具体的な言葉を用いる、順を追って具体的に伝えるというようなことを規定しております。そして最後に、上記いろいろ障がい種別ごとに掲げましたけれども、それ以外のものにつきましても、それぞれの障がいの特性に応じた方法でコミュニケーションをとるということをやっております。

続きまして、市町村の取り組みですけれども、これは、県の取り組みに準じて、先ほど申しました県の取り組みに準じて、情報アクセシビリティとコミュニケーションの保障に努めるということでございます。点字のほうは8ページになります。

県民の取り組みということでございます。基本的に、県民が情報を伝えるときとか、そういったときの取り組みということで、基本的には、県の取り組み、県民の取り組みも県の取り組みのところと同じような形で点字、例えば視覚障がい者であれば点字だとか拡大文字で意思疎通を図るように努めるということで、県の取り組みの中からその施策的な取り組みを除いたような書きぶりしております。

ページをめくっていただきまして、3ページのほうになります。ここ、具体的には、県の取り組みのところと同じような話でございますので、ちょっと内容的には割愛させていただきます、点字でいうと10ページになりますが、事業者の取り組みということで、事業者の場合、職員の方が、障がい者とコミュニケーションをとる場面では、そうした県民の取り組みに準じて行うということを定めております。

めくっていただきまして、4ページ、点字のほうでいいますと、11ページになります。ここが、一番、今回の肝になるかと思えますけれども、災害発生時における障がい者の支援ということでございます。まず最初に、ここの分け方の考え方としましては、最初にまず、地震、災害が起きるまでに行うこと、それから災害が発生したときに行うこと、それから避難所での生活、そして被災後の支援と、大きくこの4つに分けて規定しております。その中の最初のくくりで行きますと、災害に備えた支え愛の仕組みづくりということでございまして、まず、県と市町村ということの主語にしておりますけれども、これにつきまして、その地域住民、災害発生時に、その支援が必要な障がい者のために地域住民が主体となって取り組むように、その支え愛マップの作成について支援すると。支え愛マップというのは、災害とかが起きるときに、家には障がいのある方がおられて、どういう支援をすればいいかというようなものを定めるものなものですけれども、その作成について支援するということ。そして2点目としまして、日ごろから、そういった支え愛の仕組みづくりを推進するということを目的として、地域住民同士の、障がい者を交えた地域住民同士の交流を促進する活動に対して支援するということ。そして、市町村は、日ごろから、そういった声かけだとか、障がいのある方に対する声かけだとか、そういった共助の行動がとれるような仕組みづくりに努めるということをやっております。

続きまして、災害発生時の対応という、点字でいいますと、12ページになります。災害発生時の対応ということでございますけれども、災害が発生した場合に、その避難所において情報を伝達、こういった形で情報伝達するかということを書いております。例えば、視覚障がい者で言えば、音声情報による伝達に努める、聴覚障がい者であれば、文字情報による伝達に努める。点字でいいますと、13ページになりますけれども、盲ろう者であれば、音声文字情報、それから知的障がい者であれば、平易な言葉と漢字に振り仮名を振る、それから、発達障がい者であれば、短い文章で具体的にというような形で定めております。障がい特性に応じて、それぞれ、それ以外につきましても、情報提供するように努めるということ。それから、点字でいうと14ページになりますが、自力での避難が困難な障がい者に対する避難できるような仕組みづくりに市町村は努める。それから安否確認につきまして、障がい者に対する支援を行う団体等と連携して速やかに行うということ。それから透析を要するような障がいのある方に対する支援なり配慮に努めるということでございます。続きまして、避難所での生活ということでございます。点字でいいますと15ページになりますけれども、避難所では、視覚障がい者に対しては点字、拡大文字等を用いて情報の周知徹底と、あわせて避難所内での移動に不自由が生じないように配慮に努めるということになります。めくっていただきまして、5ページ目になりますが、聴覚障がい者に対しましては、手話、筆談等を用いての情報の周知徹底、そういった形で、それぞれの種別ごとに盲ろう者、知的障がい者、発達障がい者とかにつきましても、今まで説明したような形での伝達に努めるということでございます。点字でいいますと、16ページになりますけれども、被災後の支援ということでございます。今度は被災した後、障がい者の方が生活に困ることがないように、各団体と連携しながら、心のケアだとか生活に係る相談支援、そうした支援を行うよう努めるということ。続きまして、今までその4つにつきましては、基本的には市町村が努めるということで規定をしております。これは事務の主体が市町村だからということなんですけれども、県の役

割としまして、そこに書いておりますが、点字でいうと17ページになりますが、県はこれまで述べた取り組みについて、必要に応じて障がい者団体と連携して市町村を支援するということが規定しております。続きまして、防災対策に係る支援ということで、県は防災訓練等の防災対策が障がい者の特性に応じたものとなるよう、助言等の支援を行うという形で規定しております。以上、簡単ではございますが、この前の条例策定検討会、3回目の検討委員会での議論した内容について報告させていただきました。以上です。

(前垣会長) はい。ありがとうございます。質疑につきましては、後ほどまとめて時間をとらせていただきます。

(2) 平成29年度障がい者施策について

ア 平成29年度当初予算について

(前垣会長) それでは議題2、平成29年度障がい者施策についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(小林障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の小林でございます。よろしくお願いいたします。資料2をお願いいたします。点字資料につきましては、2-1という資料をお願いいたします。よろしいでしょうか。この資料は、来年度の当初予算の全ての事業につきまして記載しておりますが、私からの説明につきましては、新規事業といったものを中心に説明させていただきます。基本的には、ずっと継続されている事業につきましては、この場では説明は割愛させていただきたいと思っております。

それでは、この資料の14ページをお開きください。点字資料2-1では、61ページになります。よろしいでしょうか。42番の事業名、障がい者一般就労移行支援事業でございます。この事業につきましては、障害福祉サービス事業所、例えばB型事業所のほうから一般の会社等に就労するための取り組みをする事業でございますが、事業自体は変わっておりませんが、この中のウ、点字資料は62ページになります。研修受入謝金等の支給というところが新たな取り組みになっております。中身につきましては、県内に就労移行支援事業所というサービス事業所がございます。基本的には、2年間の中で一般の会社等に就労できるような訓練をする事業所でございますけれども、こういったところの職員の資質の向上を図りたいというふうを考えておりまして、県外の先進的な取り組みをしている就労移行支援事業所のほうに研修といった形で受け入れていただくと。受け入れた先につきましては、謝金をお支払いし、それから、研修に行かれたうちの派遣した事業所につきましては、旅費相当額を県のほうから支給するということが、来年度の枠としては3名を考えているところでございます。

続きまして、同じ14ページの44番、点字資料は、63ページから64ページにかけてでございます。農福連携推進事業でございます。こちらのほうも、事業自体は継続事業でございますが、新たな取り組みを盛り込んでおります。資料の15ページでございます。点字資料の64ページでございます。そのウとエが新たな取り組みとなります。農福連携する場合に、障がいのある方が、例えば農家等に行って、農作業の工程の一部等を受託するといったことになるんですけども、その受託に当たって、農作業効率化を支援したいということで、例えば、農機具等を

購入する場合、これは事業所のほうでございますけれども、購入する場合には補助率2分の1で、上限額はございますけれども、助成してはどうかといった取り組みになります。例えば、ラッキョウの根切りといったようなものを想定はしております。それから、エでございますけれども、やはり障がいのある方も、初めて農作業する場合がございますので、その受託する農作業につきまして、農業支援員、例えば、JAのOBさん、そういった方から、こういったふうによければいいよといったような指導を受けるといった場合の経費につきましても、県のほうから支援したいというふうに考えているものでございます。

続きまして、同じ15ページの46番、点字資料では、67ページになります。よろしいでしょうか。これは新規事業でございます。農業参入企業による障がい者就労促進事業でございます。この事業につきましては、県内において、農業に参入されている企業があった場合に、その農作業につきまして、障がい者の方を雇用されて農業を行う場合に、その投資される施設とか設備、それから実際に雇用される人数に応じて補助を行おうとするものでございます。もうちょっと詳しく申しますと、(3)のところでございますけれども、事業期間3年、アに事業期間3年と書いていますけれども、これは事業を開始されてから3年以内に、例えば、ウ助成金のところ、点字資料では68ページになります。6,000万円以上の設備投資で20名以上を雇用された場合に、県は3,000万上限に出しますというものですけれども、3年以内に20人以上を雇用した場合に3,000万円を出しますよといったこととなります。もう少し詳しく申せば、3年とはいいながら、雇用してある一定期間ちゃんと定着されていると、障がい者の雇用が定着されているという期間を踏まえますので、実際にお支払いするとすると、3年以内といいながら、例えば2年6カ月で雇用されて、それを6カ月間確認した上でお支払いするといったような事業スキームというふうに、今、考えているところでございます。こういったことによりまして、障がい者雇用というのを進めていきたいといったところでございます。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。点字資料では、76ページでございます。よろしいでしょうか。52番、手話でコミュニケーション事業、こちらも基本的には継続事業でございますが、新たな要素がございます。18ページ、点字資料では、77から78にかけてでございます。(カ)でございますけれども、中国地区合同手話研修会への補助といったところで、来年度、鳥取県におきまして、中国地区の手話サークル連絡協議会と全国手話通訳問題研究会中国ブロックのほうが開催されます、中国地区合同手話研修会の開催経費につきまして、補助をするといったところでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。点字資料では、81ページから83ページにかけてでございます。よろしいでしょうか。54番でございます。全国高校生手話パフォーマンス甲子園事業でございます。こちらのほうも、基本的には継続事業でございます。来年度が第4回の大会となります。これまで第3回やってまいりまして、鳥取・米子・倉吉で開催してまいりました。来年度につきましては一巡したということで、鳥取での開催を考えているところでございます。大会の期日につきましては、まだ関係機関との調整が整っておりませんのはっきりしたことは申し上げられませんが、来年度の秋ごろを想定しているところでございます。

それから、資料の20ページをお願いいたします。点字資料では、85ページの終わりの辺から86ページにかけてでございます。すみません、点字資料90ページになってますね、はい、すみません。56番の鳥取県障がい者アート推進事業でございます。こちらのほうも継続事業でございます。平成26年度に開催いたしました第14回の全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会に成果を引き継いで、引き続き、障がいのある方の芸術・文化活動を推進していこうといった事業でございますが、この中で新たな要素がございます。カのところでございます。点字資料では、90ページになります。よろしいでしょうか。障がい者と健常者が共につくる芸術でございますけれども、これは具体的には、鳥の劇場にお世話になっております、障がいのある方と、それから障がいのない方によります演劇集団でございますけれども、「じゅう劇場」と申しますが、平成26年度の全国大会の際にも公演をしていただきましたが、ずっと活動が継続しております。来年度につきましても、「じゅう劇場」は継続をすることになっておりますが、フランスのナント市のほうで、日本とフランスとの障がい者の芸術文化交流事業というのが開催されます。そこに、この「じゅう劇場」の出演が決定していますので、そのための派遣費を予算のほうに計上しているところでございます。参考までに、この大会につきましては、隣県であります島根県のほうからも参加がありまして、神楽ですね、石見神楽のほうが出演されますし、長崎県では、瑞宝太鼓という障がいのある方のプロ的な太鼓集団の方も参加されることとなっております。

それから、ちょっと飛びまして、25ページをお願いいたします。点字資料では、111ページから113ページにかけてでございます。よろしいでしょうか。70番でございます。盲ろう者支援センター運営事業。こちらのほうは、今年度から支援センターを開設して運営費等につきまして措置しているところでございますが、一部拡充した内容がございますので御紹介させていただきます。(3)のイのところでございます。拡充、点字資料では、111ページになります。盲ろう者向け相談支援事業でございますが、点字資料、112ページに行きます。現状、相談員の方は1名で対応していただいているところでございますが、やっぱり盲ろう者の支援につきましては、濃密な接触といいますか、何回も何回も相談に乗ることによって信頼を勝ち得た上で、心の奥からの相談といったこととなりますので、やっぱりお一人の相談員の方では登録されている盲ろう者の方に対して十分な支援ができないということで、1人増員いたしまして来年度からは2名体制といったところを考えているところでございます。それから、エの部分でございますが、点字資料112ページから113ページにかけてでございます。盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業のところでございますが、盲ろう者向け通訳・介助員につきましては、自分の御自宅から盲ろう者の方が、例えば御自宅に行かれて、そこから例えば、盲ろう者の方が買い物とかされる場合には、同行されて、いろんな支援をされるわけでございますけれども、これまで交通費につきましては、介助員の自宅から盲ろう者の方の自宅に行くまでは公費で措置しておりましたが、そこから先の交通費につきましては、盲ろう者の方の御負担といったところでございました。これにつきまして、やはり日常生活等支援するために、公費負担をするといったものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。点字資料では、113ページとなります。オの盲ろう者向け相談支援事業でございますが、こちらのほうも、盲ろう者の方がみずから情報を取得するといったような訓練でございますとか、家事等の行う上で訓練をさせていただいて、日常

生活が今までよりも円滑に暮らせるようにしたいということで、例えば、点字とか手話といったコミュニケーション手段の訓練等を行うといったものでございます。こちらのほうは、新規の事業でございます。

それから同じ26ページ、点字資料113ページから115ページにかけてでございますが、71番、鳥取県障がい児者自発的活動支援事業でございます。こちらのほうは、障がいのある方の団体ですね、当事者の方、その保護者の方含めた団体でございますけれども、10名以上の団体に対しまして、例えば療育キャンプといったような交流とかでされる事業につきまして、県のほうから補助率2分の1、上限10万円でございますけれども、助成をするといったところでございます。この事業につきましては、今年度まで県の社会福祉協議会のほうが、ゴルフ基金といったものを活用されて、こういった療育キャンプとか、そういった交流の支援をされておりましたが、ゴルフ基金が財源がなくなったということで終了するというのに伴いまして、圏域におけるものにつきましては、県で措置したほうがいいのではないかと考えまして、県のほうで措置したといったものでございます。

続きまして同じページ、点字資料では、115ページから117ページにかけてでございます。72番、措置入院解除後の支援体制強化事業でございます。こちらのほうは、神奈川県相模原市におきまして、障がい者支援施設である津久井やまゆり園で、障がいのある方が19名殺害されるという痛ましい事件がございました。その容疑者でございますが、もと、その施設の職員でありましたが、措置入院という形で措置された経緯があって、措置入院解除後の約5カ月後にそういった強行に及んだといったところでございまして、そういった措置入院された方の措置入院解除後の支援体制といったものが課題となっております。ですので、これは、県としても、そういった措置入院解除後の支援体制に係るマニュアルをつくっていかないけんではないかという議論がありまして、しかも、国のほうで、もうそういった検討会が設置されて検討されて、既にどうすべきであるかという報告書も取りまとめられました。ですので、県のほうでは、そのマニュアルの作成に当っては、その報告書とともに、その報告書によりまして、国のほうでは、いわゆる精神保健福祉法の改正作業行われ、現在閣議決定がされたところでございまして、今国会において改正法の成立をみなされております。ただ、今のところの情報でいいますと、施行は平成30年4月1日からではないかといった情報でございます。その改正法の中身でございますけれども、基本的には、措置入院された人が措置入院解除されて、地域生活でございますとか、ほかの入院形態、例えば医療保護入院でございますとか任意入院になる場合に、支援計画をつくってフォローしながら、その人がちゃんと地域生活等が営めるようにしていこうではないかといったものになっていまして、そういった支援計画をつくるのは、基本的には法の中では、都道府県と政令指定都市がつくることとなっております、中核市もかな。その関係で、マニュアルの中には、そういった法の改正を踏まえて、具体的に支援計画等をつくっていく、そういった会議をしていく、それから関係の医療機関等は、こういう役割するといったものを現在定めているところでございまして、そのマニュアルにつきましては、検討委員会を設けまして定めておりまして、現在、内部の決裁中といった状況でございます。こういったことがございますので、そういったマニ

アルとか支援計画の必要性等、関係者の皆様に集まっていただいて、説明とか研修を開くものがこの事業でございます。障がい福祉課からは以上でございます。

(高田子ども発達支援課長) 失礼します。子ども発達支援課の高田といいます。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、資料は28ページをお願いいたします。点字の資料につきましては、資料2の2の121ページをお願いいたします。子ども発達支援課のほうにつきましても、新しい新規事業ですとか、今年度と比較しまして、事業内容が変更になっているものを中心に説明をさせていただきたいと思っております。そうしますと28ページ、点字では121ページですけども、1番の障がい児者事業所職員等研修事業でございます。こちらの事業も継続ではございまして、重症心身の障がい児者の方ですとか、発達障がい児者の方が利用できる障害福祉サービス事業所をふやしたいということで、放課後等デイサービス事業所ですとか、生活介護事業所の職員等を対象に、これらの基礎的な研修を行っているものでございます。29年度につきましては、この重症心身と発達障がいに加えまして、医療的ケア児ですね、医療的ケアが必要な子どもさんに関する支援の研修会ということで、来年度はこの3本について、研修会を実施したいというふうに考えております。今年度に比しまして、来年度の予算が、かなり100万ほど減額になっておりますけども、これにつきましては、今年度、県のほうで人材育成ということで行っておりますけども、これを鳥取大学さんのほうの事業に振りかえるということで、この分100万ほど事業費が減額となっております。

続きまして、ちょっとページはぐっていただきまして、29ページになります。点字の資料ですと、125ページから129ページにかけてになります。3番の発達障がい者支援体制整備事業でございます。こちらのほうも、基本的には継続の事業で行っておりまして、今年度と同じような内容で事業をさせていただきますけども、1点ですね、(3)事業の概要のところの一番最初のアで書いております発達障がい者支援体制整備検討委員会ですけども、こちらのほうは、ずっと検討委員会を設置いたしまして、いろいろな体制整備の検討等を行ってきていただいたんですけども、こちらのほうにつきましては、総合支援法に基づきます地域生活支援事業の国の実施要綱等が改正になりまして、発達障害者地域支援協議会ということ、名称が変わって、そちらを設置しなさいということになっておりますので、検討委員会をまた一旦廃止等をして、協議会を設置して、また新たな体制で、こういう体制整備のほうを検討をしていきたいというふうに思っております。以下、ペアレントメンターに関する事業ですとか、ペアレント・トレーニングの普及推進事業、人材養成事業につきましては、引き続き、継続して実施をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、隣の30ページでございます。点字の資料では、132ページから133ページになります。7番の発達障がい情報発信強化事業でございます。こちらのほうにつきましては、発達障がいに対する理解啓発ということで、いろいろ行っている事業でございます。1つは、アのところに書いておりますリーフレット及び冊子の作成、配布ということで、平成26年ぐらいからずっとさせていただいておりますけども、29年度も、引き続きこういうリーフレット及び冊子のほうを作成して、いろいろ関係機関のほうに配布をさせていただきたいと思っております。続いて、ウのところ、ブルーライトアップの実施ということで書かせていただいております。

すみません、1カ所ここ、平成30年4月2日と書いているんですけども、すみません、30年ではなくて、29の誤りですので、すみません、訂正をお願いいたします。来年度、初めて4月2日の世界自閉症啓発デーとあわせて、その4月2日から1週間、その発達障害啓発週間に合わせましてブルーライトアップのイベントと、本日、机の上に配布をさせていただきましたけども、こちらのカラー刷りのものなんですけども、来月9日に、この発達障害啓発週間に合わせまして、4月9日、米子コンベンションセンターのほうで、ピアニストの野田あすかさんをお招きをして啓発イベントを行う予定にしておりますので、委員の皆様、もし御都合よければ御参加していただけると大変ありがたいです。

続きまして、はぐっていただきまして、資料31ページをお願いいたします。点字の資料では、135ページから136ページになります。重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業でございます。来年度は、今年度に比べて約2,400万円ほど予算額が大幅にちょっと減っております。こちらのほうにつきましては、制度を少し見直しを予定しております。これまでは、各圏域ごとに病床を1床ずつ確保するというので、その病床確保に係るお金を予算をつけておりましたけども、来年度、29年度につきましては、やはり病院での病床確保の状況ですとか、利用率等を考えまして、病床をずっと1床確保するのではなく、実際に使われた日について、実績があった日について、医療機関に対しての補助を行うという実績方式のほうに変更をしたいというふうに思っております。これによりまして、これまで各圏域で対象の医療機関は1つずつということにしておりましたけど、実績方式ということになりますので、同じようにこの補助を使って医療型ショートをしたいという医療機関がありましたら、圏域1つに限らず、複数の医療機関を今後は対象にしていきたいというふうに思っております。ヘルパー派遣に係ります補助については、引き続き行っていきたいというふうに思っております。

続きまして、32ページをお願いいたします。点字資料では、140ページから141ページになります。12番、これ継続になります、NICUからの地域移行支援事業でございます。27年から継続して行っておりまして、来年度も引き続きこの事業を実施していきたいというふうに思っております。NICUとかなので、対象はやはり鳥取大学の附属病院ですとか、県立の中央病院ということにはなるんですけども、こちらを退院されて、実際に自宅に帰られる際に、早い段階から、その訪問看護事業所にかかわっていただいて、スムーズに退院していただくというふうな制度を設けておりますので、対象は訪問看護事業所ということにはなるんですけども、ぜひ、こういうケースありましたら、この辺の事業を活用していただければというふうに思っております。

続きまして、1枚はぐっていただきまして、34ページになります。点字の資料ですと、150ページから151ページになります。18番の鳥取療育園移転整備事業（ライフライン）でございます。現在、鳥取療育園につきましては、県立中央病院のほうに併設をされておりまして、冷暖房ですとか、ガス、給水設備につきましては、現在、中央病院の病棟のほうから引っ張ってきているんですけども、皆さん御承知のとおり、今、中央病院の建てかえを行っておりまして、建てかえが完成しますと、今の病棟は取り壊しということになりますので、そうしますと、これらの設備が使えなくなるということで、事前にこういうライフラインの整備を行うということ

行っております。28年度は設計費だけの予算を組んでおりましたが、来年度は工事費、実際に工事にかかるということで、予算額がふえております。ちなみに鳥取療育園につきましては、中央病院の建てかえが終わりまして、その後、今の外来棟を改修した後に、そちらの外来棟のほうに鳥取療育園は移転する予定になっております。

続きまして、最後なんですけども、その下の19放課後等デイサービス支援充実事業ということで、点字資料では151ページから152ページになります。こちらのほうは新規事業ということで考えております。全国的に放課後等デイサービスにつきましては、サービスの低下、サービスの質が低い事業所がふえているということで、昨今いろいろ新聞等にも出たりしたところはあるんですけども、これを踏まえまして、国のほうでは、放課後等デイサービス支援事業のガイドラインというのを作成をしているところなんですけども、県におきましては、この辺のガイドラインの活用とか、サービスの向上等に努めたいということで、来年度は新しく放課後等デイサービス事業所を対象にした研修等を予定しているところであります。具体的には、またこれからいろいろ詰めていくところなんですけども、実際の管理者ですとか、児童発達管理責任者ですね、このあたりを対象にしたガイドラインの研修会ですとか、支援を充実するための研修会、あとは情報交換会というようなものを今のところ予定をしているところであります。子ども発達支援課からは以上です。

(木山危機管理政策課課長補佐) 失礼します。危機管理政策課の木山と言います。よろしくお願ひします。資料は37ページ、点字資料は161ページを御覧ください。こちらの事業は、継続になります。防災のメールを送るサービスです。名前を、あんしんトリピーメールと言います。メールの内容は、気象などの防災情報、道路の情報、防犯の情報など、いろんな情報をお送りしています。欲しい情報は、それぞれの方に選んでもらうことができます。メールを送るだけでなく、災害の状況を発見した人から、情報を教えてもらうこともできます。続いて、点字の162ページで、わかりやすい表記による配信になります。あんしんトリピーメールをお送りするときに、皆さんにわかりやすくお知らせができるように努力をしています。26年度には、文章を改めました。要点を最初に書いたり、難しい言葉を簡単にしたり、努力をしています。27年度には、色をつけて危なさが一目でわかるようにしました。信号機と同じように、赤・黄色・青で分けています。このほかにも、日々たくさんのメールをお送りしていますので、県民の方から「もっとこうしたらいいよ」という御意見をいただくことがあります。御意見を参考にしながら、もっとわかりやすくなるように努力をしています。私からは以上です。ありがとうございました。

(山本人権・同和対策課課長補佐) 人権・同和対策課の山本と申します。資料のほうは、38ページ、点字資料のほうは163ページから165ページまでとなっております。全て継続事業ではございますけども、最初の県民等との協働による人権啓発活動では、障がい者スポーツの体験教室ということで、今年度から始めておまして、車椅子バスケットボール、団体の方の協力を得まして、本年度、ちょっと地震の関係で3月まで実施をしております。来年度も継続して行う予定でございます。こちらは学生ですね、小・中・高等学校生を対象としております。

それから、2番目のとっとりユニバーサルデザイン推進事業でございます。こちらのほうも、カラーユニバーサルデザインと申しまして、私が小さいころには、色覚の検査とか、いろいろあったんですが、最近あんまりないようなんですが、色の見え方が、代表的なものは、赤と緑が区別がつきにくいというような見え方になる方がございます。そうした方にも配慮したカラーユニバーサルデザインというものを、従来のユニバーサルデザインの研修とあわせて、これも今年度から本格的に実施をしております。こちらのほうは、小・中学校を対象とした出前授業に加えまして、社会人の方、公民館、その他の団体が主催する研修会への出前講座という形で実施をしておりますが、非常に引き合いが多くて、来年度は増額しているというようなところでございます。以上でございます。

(北根スポーツ課係長) はい。スポーツ課、北根でございます。よろしく願いいたします。資料は42ページからでございます。点字資料でいきますと180ページからになりますが、スポーツ課、来年度予算は、本年度と大きく変わっておりませんで、今年度も引き続きまして、スポーツ施設のバリアフリー化、スポーツの裾野の拡大、競技水準の向上について、引き続き事業を行ってまいります。これらの内容の中で、拡充したものについてお話しいたします。先ほど、先走って180ページと申し上げましたが、ここからです。点字資料180ページになります。よろしく願いします。事業名は、4の競技力向上対策事業、(3)のオ、次代を担うアスリートの発掘についてです。こちらはスポーツの体験会や相談会を実施しまして、スポーツを志す方の発掘を進めていきます。特別支援学校さんともよく連携をとるようにしまして、体力の測定を行ったりなど計画をしております。

それと、点字資料でいきますと、184ページからになります。本体の資料でいきますと、44ページの7番、スポーツ環境整備事業です。平成29年度は、倉吉体育文化会館のバリアフリー工事と、東山水泳場の改修に当たっての設計に取りかかるということで計画をしております。前回のこちらの会で、聞こえない方への情報保障をということで御意見を頂戴しておりまして、このことも踏まえつつ、事業を行っていきたいと考えております。

資料が飛んで恐縮なのですが、この場をお借りしまして、予算事業以外の取り組みとしまして、資料5にある2つの項目についてお話をさせていただきます。まず、1つ目なのですが、日本財団と連携した障がい者スポーツの拠点整備です。現在、日本財団と連携して、鳥取市にございます県立布勢総合運動公園を障がい者スポーツの拠点とするための整備を検討しております。これは、設備のバリアフリー化だけでなく、専用のスポーツ用具を置いたり、スポーツ指導員や理学療法士を配置することによって、スポーツをより多くの方が親しめる場所となるようにということで検討を行っているものです。現在は、医療・大学・民間の研究者の方、それとスポーツ選手、特別支援学校の関係の方などによります検討会で議論していただいているところです。皆様にも御要望をお聞きしたいと考えておりまして、後日改めてになりますが、アンケートなりをさせていただこうと考えていますので、またその際には、よろしく願いいたします。

それと2つ目、鳥取県障がい者スポーツ振興指針(仮称)ですが、こちらの策定についてです。点字資料は5ページになります。現在、本県には、鳥取県スポーツ推進計画というものがございまして、これは障がいのある方とない方を対象としているものなんですが、障がいのある方のス

ポーツの推進について、スポットを当てたものが必要だという意見も頂戴しておりまして、29年度策定をさせていただくことにしております。こちらにつきましても、皆様の御意見等を頂戴しながら考えていきたいと考えておりまして、後日改めてアンケートなりを考えておりますので、またよろしく願いいたします。以上でございます。

(山下住まいまちづくり課課長補佐) 住まいまちづくり課の山下です。よろしくお願い致します。資料でいきますと、10、住まいまちづくり課のP. 47ですから、47ページになります。点字資料でいきますと、192ページから195ページになります。当課としては、3つ事業を掲載させていただいておりますけれども、全て継続事業でして、この中で新しい要素があるものは、最後の3番目のバリアフリー環境整備促進事業でして、この事業は、民間建築物のバリアフリー化を促進するために、バリアフリー整備工事を行う、そのバリアフリー工事の費用の一部を助成する事業ですが、これまで全て、年度内に終わる工事のみが対象と、単年度工事のみが対象としていたところなんですけれども、大型のホテル、旅館や物品販売店等、使用しながら工事をされるとか、多々ございまして、複数年度にどうしてもかかる、工事がまたがるというようなことがあります。対象にならないところだったんですけれども、来年度から、複数年度でも対象ということにさせていただきました。あと、車椅子利用者駐車場の屋根とか、そういったのを建てる工事とか、そういったのも、この当座の事業の対象だったんですけれども、既存建築物にのみつけるのが対象にしていたところなんですけれども、新築でも屋根をつけていただきたいということから、新築も来年度から対象にさせていただき拡充を行いました。住まいまちづくり課は以上です。

(森就業支援課係長) はい。続きまして、就業支援課です。資料は48ページ、点字資料は197ページになります。新規事業のみ説明をさせていただきたいと思います。まず、エの障がい者職場サポーター養成研修事業ですが、これは、企業トップですとか、人事担当の方は障がい者雇用に理解があっても、障がい者と一緒に現場で働く労働者の理解が不十分、障がいに対する理解が不十分ということで、人間関係が悪化したりして、離職原因の1つになっているということから、障がい者と一緒に現場で働く労働者を対象に、障がい者の就労時に必要な配慮ですとか、障がいに対して正しく理解していただくような内容の研修を開催をさせていただいて、日常的に障がい者を現場で支援する、障がい者職場サポーターという方になっていただくための研修会を開催するという予定にしております。

続きまして、点字資料の198ページ、発達障がい者訓練モデル普及事業ですが、昨年11月に、県と日本財団の連携事業によりまして、米子市にクロスジョブ米子という、発達障がい者の方を専門にトレーニングを行う就労支援機関を開設しました。そこでやっているオフィス型ジョブトレーニングという方法があるんですけれども、その手法を県内の事業所に普及していくための研修会を開催するというような事業を予定しております。

続きまして、障がい者雇用ステップアップ事業です。点字資料は、ここから199ページになります。これは、福祉的就労から一般的就労に移行される方が伸び悩んでいたりと、企業の雇用ニーズに対応できる障がい者の方がないという現状があって、そういった地域の課題を調査するための事業になります。具体的には、県内3カ所の障害者就業・生活支援センターがありま

すが、そのセンターを中心に、関係機関の実態調査を行いまして、各圏域の課題等を調査して、解決策を検討するというような事業になっております。

続きまして、職業準備性を高める就労支援プログラム開発事業ですけれども、これは、障がい者が一般就労される前に身につけておく基本的な技能、挨拶、身だしなみ、コミュニケーションといった、一般就労に最低限必要なスキルを習得するためのプログラムを新たに作成しまして、県内の障害福祉サービス事業所に配布して、御活用いただくことによりまして、障がい者の方の一般就労を促進するというような事業を予定をしております。以上4点、就業支援課の新規事業になります。

(足立特別支援教育課長) では、続きまして、教育委員会特別支援教育課の足立でございます。墨字の資料だと52ページ、点字の資料ですと207ページの途中からが資料になっていると思います。本課の事業につきまして、目新しいものを中心に説明をさせていただこうと思います。まず、大きな1番の事業名、発達障がい児童生徒等支援事業ですが、発達障がいのある子どもたちを支援する事業をまとめたものでございます。その中で、新規というふうに書いてあるものがあります。点字の資料ですと、208ページの終わりぐらいから、アという項目で、発達障がいの可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業というものがございまして、こちらのほうは、発達障がいのある子どもたちの指導について、ICTの機器等を活用しながら、早期発見、子どもたちの苦手な部分を早期発見して、早く取り組んでいこうという試みをやっていくものでございます。また、ウのほうにも新規というものがございまして。こちらのほうも、発達障がいの子どもたちについて、支援アドバイザーを配置する市町村に対して支援を行うものでございます。また、LD等専門員、点字の資料ですと209ページの最後のほうからになって、210ページにかけてというようなところで、LD等専門員の派遣、研修、研修派遣というような項目がつくっておりますけれども、こちらのほうも、LD等専門員という専門相談員を県内に来年度は14名配置をいたします。そういう専門員を養成するような研修を行うという内容でございます。

続きまして、少し飛びますが、52ページの下に、地域で進める特別支援教育充実事業、点字の資料ですと、211ページの途中からいうことになろうと思います。地域で進める特別支援教育充実事業、この中にも新しい新規という項目を設けておりますが、細かいところは説明しません。いずれも市町村の学校、小学校・中学校でございます。小学校や中学校で特別支援教育を推進していこうという市町村を応援する事業でございます。早期支援コーディネーターを配置をしたり、または、合理的配慮協力員という職員を配置する市町村に対して、県が支援を行うものでございます。そのほか、たくさんの事業を書き上げておりますが、就労に関する事業、それから、手話関係の推進に関する事業、またはスポーツ関係、文化芸術関係、ICTの教育の推進等、さまざまな事業をこれまでと同じように引き続き取り組んでいくという内容でございます。簡単ですけど、以上でございます。

(林障がい福祉課係長) 障がい福祉課の林でございます。続けて、資料3をごらんいただきたいと思います。既に各委員さんから頂戴した御意見につきまして、先回の協議会に補足であるとか、補強するような御意見をいただいたところがございますけれども、それらを踏まえまして、庁内の関係課で検討していただいた、それで回答を作成しております。それで、本日もやっぱり

時間の関係がございまして、1つずつの説明は省略させていただければと思いますけれども、県の内容方針につきましては、このような内容となっておりますので、ぜひとも御承知いただきたいと思います。私のほうからは、以上でございます。

(前垣会長) それでは、ちょうど真ん中どころになりましたので、5分間休憩をとらせていただきたいと思います。この後に、今までの御報告、あるいは、それ以外も含めて結構ですけれども、委員の皆さんから、質問、御意見等をいただきたいというふうに思います。それでは、休憩をとらせていただきます。

(休憩)

イ 障がい者の支援に関する施策についての意見について

(前垣会長) それでは、皆さんお集まりですので、3時50分ぐらいまでの間を質問の時間とさせていただきますと思います。それでは、質問、あるいは御意見ございましたら。はい、どうぞ。

(森田委員) 森田と申します。数点お伺いします。まず、34番の高次脳機能障がい支援普及事業です。イのほうに、高次脳機能障がい支援連携強化事業という名前で挙がっておりますこの事業が、東・中・西の保健局が中心になって行っているのですが、東・中・西の差があることと、それから、県職員とか、その関係者の方の勉強のためとなってしまって、家族会が参加していないやり方を行っているところがありまして、本当の目的としてはネットワークづくりなんですけれども、県職員の皆さんのところが異動があったために、それらの方が勉強する場になってしまったりしているという現状がありますので、この点を県の職員さん、担当になられた方々は、ほかの研修会とかでそういう学びをしていただいて、この事業でつくるのは、ネットワークだということをよく承知していただきたいと思うものであります。これが1点です。

それと、29ページの事業名、発達障がい支援体制整備事業の最後のエなんですけれども、発達障がい者相談支援人材養成事業の内容ですけれども、もうどこかの、県が主体で当然されると思いますけど、その主体になった直接県が養成をされるのか、どこかほかの機関が受けてされるのか、わかったら教えていただきたいです。

これともう1点が、31ページの重度障がい児の地域生活促進・安心事業なんですけど、予算が36万円、事業の概要が相談員の設置事業なんですけれども、実際、これは電話代程度の相談事業ですね。相談にかかわられる方々は、直接、生活する賃金まではないにしても、諸経費とか要ると思いますけれども、この程度で実際にどんな相談事業ができるのか、できているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。以上3点です。

(小林障がい福祉課長) 障がい福祉課の小林でございます。資料2の10ページでございますね。点字資料では2-1の45ページから46ページにかけてでございます。高次脳機能障がい支援連携強化事業でございますね。すみません、正直申し上げて、実態として、その県職員の場の研修になっているのかどうか、私も承知してませんので、あと、各局とか部署ごとで中身が違うということがございますので、ちょっと調べさせていただいて、検証させてください。申しわけございません。

(高田子ども発達支援課長) 続きます、子ども発達支援課です。御質問を2ついただきました。まず、29ページのほうになります。点字の資料では、資料2-2の129ページになります。相談支援員の人材養成事業ですけれども、こちらのほうは、主体は鳥取県のほうが主体となっております。で、講師の先生方につきましては、最近ちょっと余り大きくは変更ないんですけれども、やはり県内の関係の方をお願いをこちらから直接しております、県が主体という形で養成事業を、大体年6回シリーズでさせていただいております。

もう1点、質問をいただきました。31ページになります。点字の資料では、133ページの後半から134ページの地域生活・安心事業でございます。こちらのほうは、すみません、事業名がちょっと変になってまして、一部の事業を組みかえた関係で、事業名と内容が若干ちょっと合っていないところがあるんですけれども、こちらは36万円ということで、相談員、今、各圏域に3名、圏域に1名ずつで3名配置をさせていただいております。で、補完的には、各1人、月1万円ということで、12掛ける3で36万という計算になっております。実際に、どこまで窓口においてという形ではなくて、連絡用の携帯電話を持っていただいております。そこで、基本的には、電話なりメールで相談を受けていただいて、必要に応じて直接会っていただくようなこともあるんですけれども、基本的には電話等で相談を受けていただいているという格好でして、すみません、ちょっと具体的な相談内容とかは、今はっきりとはあれなんですけれども、比較的簡単な相談から、比較的重いものもあつたりしますので、相談員さんは直接全て答えるということではなくて、自分で判断が難しいものについては、関係機関につなげていただくということも相談員さんの役割ということにしていますので、すみません、経費的には、とりあえずそういうふうな感じで出しております。

(森田委員) いいです。ありがとうございます。

(前垣会長) 3点目のこの相談の実績ですよ。これ、相談内容とか件数とか、この辺も1度見せていただきたいなと思いますので。

(高田子ども発達支援課長) わかりました。一応、こちら、重身児者を守る会さんのほうに委託という形で、そこから相談員さんを推薦いただいて、その辺実績とかもいただいておりますので、また内容はお知らせしたいと思います。

(前垣会長) お願いします。それでは、ほか、御意見を。はい。

(杉原委員) すみません。杉原です。アルコール健康障がい対策事業、引き続きやっております。本当にありがとうございます。28年度が、日本で一番最初に取り組ませていただいたということで、それなりに実績なり出していただきました。ただ、この間も会議があつたんですけれども、まだ、28年度できていないとか、未達のところもあつたりして、取り組みのほうをやっていただければということで、予算措置もしていただきました。この点について、御礼申し上げたいと思います。

それから、もう1点も60番のアルコール・薬物等依存症対策事業なんですけれども、これは今、国会でも話題になっているIRの関係もあって、現在、内閣府でやっているものが、アルコール、薬物、それからギャンブルというその3つの部会を設けて対策をやっていくという格好で、大枠は練られているみたいなんです。内閣府のほうとか、これが厚労省のほうに移管してい

きますので、厚労省のほうに移管になっていくのはいいんですけども、すべからく、丸まともになってしまわないようお願いしたいのと、依存症対策、今は県の事業でという形では、アルコール・薬物には、ちょこちょこっとやっていただいておりますが、その他のものについては、この施策の中では、自助グループなり、アディクション連絡会という形の助成という形でいただいておりますけれども、ここのところ、いろんな依存症というのは数多くなってきましたので、それぞれできる限り対応をしていくような施策を、これから広げて組み込んでいただけたらなというふうに思いますし、特にギャンブル系は、政府のほうからも特に、ここのところという形で答弁の中にもまぜこぜにしながら、アルコール・薬物のほうにくっつけてしまえみたいな、もう本当に、部会をつくったけれど、考え方は基本的にだだくさな考え方がありますので、その辺を少し進めていただければありがたいかなというふうに考えております。

それから、資料の5という形で、スポーツの振興に関するところという格好で、布勢のほうにいろんな施設、そういったものを強化したいってありますけども、何かこのちっちゃなところの枠の中でなくて、せっかく施設がありますが、鳥取県にないものというのと、障がい者もひっくるめて、スポーツ、そして学術と一緒に合宿活動しながら学んでいく施設、そういったものがないという。200人から300人の1泊なり2泊なりの研修会をやろうとしても、民間のホテルを使ってやったりすると、とんでもない金額になってしまう。よその県に行けば、そういったもの、スポーツから学術に及ぶようなセミナー施設というのがありますけれども、もっと大きなところの枠から、そういったものを兼ねて、障がい者をひっくるめて、バリアフリーで全てを対応できるようなものを、せっかく運動公園もある施設の周りに何とかできれば、こっちのほうを、大きな枠のものから見て、小さいものも一緒にやれるような考え方は、もう発想的には出てこないかなというふうに思います。

それから、報告までにお願ひしたいと思います。アルコール関係、薬物もですけど、依存症の教育ということで、鳥取市内に実際にあったのは、小学校、多分6年生の授業だったと思います。ここで、現場というのは、依存症者の家族、子どもたちっているわけです。その中で、アルコール依存症と薬物、そういったもので、即逮捕・勾留されるというか、罪になるようなものと同じだよという教育の場で言われて、子どもたちがどんな反応をしたかといったら、夕方、家に帰って食事もできない。どうしたのと言っても、物を言わなくなっちゃった。そういう、現場に家族いるんだ、子どもたちいるんだっていう、そういう意識を持ちながら、やっぱり授業もしていただきたいし、それから、法に触れるもの、何がどうだか、そして、回復できるものというのをきちんとフォローをしていってもらって、学習の中でやっていただければなと思います。できれば、当事者も一緒にまぜてもらって、やわらかい話が子どもたちとも一緒にできればいいなというふうに思った次第です。とりあえず、それだけです。

(小林障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の小林でございます。資料2の24ページ、68番、点字資料では106ページから110ページまでのアルコール健康障害対策事業でございます。アルコール対策の推進計画につきましては、都道府県の中で1番につくらせていただいて、鋭意取り組んでいるところでございますが、杉原さん御指摘のとおり、25ページのキに掲げて

いる、例えばアルコール健康障害対策普及啓発相談員といったものの、まだ任命等ができていないという状況でございますので、来年度は任命できるように進めたいというふうに考えています。

それから、21ページの、点字資料では94ページから96ページでございますが、アルコール薬物等依存症支援対策事業でございます。こちらのほうでは、ギャンブル依存症につきましても、基本的には相談対応等させていただいて、精神の自立支援医療の通院のやつですけども、現在、県内では把握している限りでは、4名の方がおられるというふうに、その実績では把握させていただいているところでございまして、継続して相談等には乗っている状況ではございます。IR法が可決されておられます、可決していますので、今後、実際にカジノ等ができた場合には、ギャンブル依存症といったものについて、強ちに普及啓発、対応等をしていかないといけないんですけども、国におかれましても、全国で支援拠点を指定されたりしながら対応するというところでございます。それから、私どもにつきましても、この事業等で対応していきながら、必要に応じて関係者の御意見いただいて、必要なことがあれば、新たに対応するといったことを考えたと思っています。障がい福祉課からは以上でございます。

(林障がい福祉課係長) すみません。障がい福祉課の林です。合宿の関係とか、依存症教育の関係、また、ほかの課にまたがるような事業につきましては、また調べさせてもらって、関係課のほうにお話があったということを伝えさせてもらいたいと思います。以上でございます。

(前垣会長) 研修ができるような施設ということにつきましては、いかがでしょうか。

(林障がい福祉課係長) 研修ができる施設についても、例えば、米子コンベンションセンターさんとかありますし、コンベンション補助金なんかもあったと思いますので、そういったものが使えるかどうかということが、調べたいと思いますけども。

(杉原委員) コンベンションセンターとあってあるんですけど、補助金とあって。もともとの施設というか、学術・スポーツ、一貫して使えるような施設、よその県に行くと、1泊2日で5,000円以下で利用できる施設とか、そういったものがあれば、みんながいろんな意味で、学術的にもスポーツでも利用できる。特に、鳥取だったら湖山あたりのどこかで、大学のそういったものとも兼ねて、セミナーも兼ねて、学術、スポーツ、交流会、何でも使えるというか、そのあたりが、一般の民間でやりますと、1泊2日でやって、9,000円下るところがありません。ほとんど1万円を超える状態ですので、コンベンションで、コンベンション事業での関係の補助金でも、県外からの来る人たちというのは、100名を超えるとか200名を超える段階での補助があったりするんですけど、その段階でも金額的には追いつかないし、1カ所で済まないという、なかなかそういった宿泊のできる合宿研修所というのは大変なんでしょうけども、1つもないのは寂しいなというところです。よそにあるのになと思っています。

(前垣会長) そこは御検討ください。それでは、山根委員、お願いします。

(山根委員) 身障協会の山根ですけど、2点、ちょっと聞きたいですけど、1点は、去年から障害者差別解消法ができたんですけど、いろいろなところから、いろんな人に聞きますけど、これ浸透していません。特に市町村のほうでは浸透していないということがあります。行政は、絶対せないけんということに国の法律ではなってるわけですけど、それがまだ理解されてません。それから、障害者差別解消法の中には、1カ所のところに行きたら、全部が話が聞かれるやあな

格好になっているけど、いまだに障がい福祉課に行って聞くと、この関係は交通政策課だから交通政策課に行けとかというような格好で、法律の趣旨が全然できていません。これをやっぱり県は指導してもらうように市町村にしてもらわないと、きつい指導をしてもらわないといけんというように思います。

もう1点目は、資料1のことでですけど、盲の人や、盲ろうの人や、ろうの人のことは書いてあるんですけど、肢体不自由のことは余り触れてないですけど、これ、私は鳥取市におる者ですけど、鳥取市の行政側に、災害のときの対策をきちっとしてくれということは何回も言っているんですけど、県のほうには、鳥取市は、県のほうに聞いたら、鳥取市はできているという話ですけど、これ全然できていません。連絡をすることだけはするだろうけど、災害になったときのマニュアルみたいなものをつくってもらわないと、障がい者はどこにも行けません。私、足が義足ですので、平たいところは歩けるけど、階段とか上がれっちゃなんでいったって上がれませんし、だけえ、そういう細かいマニュアルをつくってもらわないいけんというように思います。これを見れば、いいことが書いてありますけど、市町村は、こういう格好で出しても、多分しないというように私は断言をします。県のほうは、こういう気持ちで、国からの指針とかいろんなものが来て、やらないいけんということでやられとるでしょうけど、実質的には、私たちが世話になると言ったらおかしいけど、私たちの窓口は市町村ですので、市町村がやる気になってもらわないという、私は何もできんわけですから。中には、税金を払わまいかという人もおられます。要するに、公費で職員もおるわけですので、税金の中でおるわけですから、してもらえないようだったら税金を払わまいという人もおられます、何人か。

それから、これ最近のことですけど、ちょっと交通のことで触れられたですけど、説明の中で。ことしは鳥取市、大雪になりました、肢体不自由者が家から出るんも出れんようになって、何とか雪をかいたですけど、また車が来て、また、ぼんと持ってきてね、このことを言いました。これもたらい回しにされて、あそこに言え、ここに言え、最終的に、前向き行かんし、同じ障がいを持った人から、「何とか買い物でも出るやあに連れていってごせえ」と言われたけど、なかなか連れていくというのができなんですわ。だけ、やっぱり障害者差別解消法とかいろんなものができとるわけですから、もっと行政は前向きにしてもらわんとという、障がい者我々としては、困るわけですな。災害やあがあったときには、車椅子の人やあも、絶対にこれは、つい雨がようけ降るっちゅうなら家の中におればいけど、家が水につかるとか何とかあったようなときには、車椅子ではなかなか逃げられませんので、当然、車も使えませんし、そういうことも、やっぱりよう見てもらわないと、考えておいてもらわんと、災害のことをいろいろ書いておられるけど、いざとなったときには、書いただけで何もならんというように思います。これにつけ加えて言いますと、宮城県の仙台市の障がい者の会長が言ようりましたけど、逃げる訓練を毎年しようられたそうです。だけど、結果的には、障がい者も災害を負ってしまったというようなことになっておるです。だけえ、もっとやっぱり緻密な細かいことを言ってもらわないと、してもらわないといけんというように思います。鳥取市のほうに言やあ、個人情報はどうだけ、こうだけって言うけど、個人情報と人間の命がどっちが大切かということを考えてもらわんといけんというように思います。以上です。

(小林障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の小林でございます。差別解消法につきまして、市町村に特に浸透してないのではないかというお話ですが、ちょっと市町村につきましても、当然、法が市町村の責務、地方公共団体の責務を定めてますので、市町村のほうも中身については把握されているというふうに思いますし、県としても、解消法の中身の検討、説明会等もしながら、中身を浸透するようにしていく努力はしていくつもりでございます。あと、その相談窓口でございますけれども、県のほうに連絡協議会が設置されていまして、既存の相談窓口にはなりませんけれども、人権尊重社会づくり条例の中の人権相談の中で、この差別解消法の相談につきましても対応していますし、あと、県以外となりますと法務局、それから、労働関係では労働局さんのほうも、そういった窓口となっておりますので、そういったところに相談をしていただきますと、相談対応、それから、必要な関係機関の紹介等がなされるかと思えます。市町村からそういった相談があった場合には、県としても真摯に対応したいというふうに考えています。

それから、災害の部分でございますが、これにつきましては、例えば、個別支援計画の作成でございますとか、地域住民がつくれます支え愛マップ等によりまして、障がい者の方を含めた要支援避難行動者の方々に、どういうふうに対応していくかというのを、市町村のほうでも定めている場合もございますし、これから定める市町村もあろうかとは思いますが、そういったものを通じまして、実際に災害が起こったときに、個別具体的に動けるような計画というのを、今後詰まっていくなのではないかなと思えますし、我々の検討している条例の中でも、そういった支え愛マップにつきましては、県とか市町村のほう支援していくといったことを盛り込もうかとしています。それから、災害が起こったときに、当然重要となるんですけれども、災害が起こる前に、地域住民同士の、やっぱり支え合いとか、助け合いというのも重要だと考えます。それは日ごろの、平たく言えば近所づき合いの中で、それぞれお互い理解し合って、何かあったときには助け合うといった取り組みも必要じゃないかと思っておりますので、条例の中にも、そういった日ごろの支え愛の仕組みづくりといったものもつくるように努めることといったように、市町村の責務として規定しようと考えてますので、一朝一夕に、そこまでたどり着けるかどうかかわかりませんが、条例を定めることによって、また、県のあいサポート条例だけではなくて、危機管理部局が定めておられます危機管理の基本条例も、このたびの中部地震とか豪雪に伴いまして、一部改正を今検討されておられます。そういった中で、障がいのある方を含めた要支援者につきましては、具体的にそういった支援ができるように、仕組みづくりというのを、県としても市町村のほうに働きかけたり、市町村を支援しながら取り組むようにしたいというふうに思います。以上でございます。

(前垣会長) よろしいでしょうか。そのほかの御意見は、はい、どうぞ。

(諸家委員) 鳥取県聴覚障害者協会の諸家と申します。まず、県の事業などで、いろいろと御配慮いただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。初めに、皆さんにお配りさせていただいた資料がございます。今回新しく、全日本ろうあ連盟のほうから、手話マーク・筆談マークをつくりました。また、そのパンフレットになっています。皆さんにお配りしていますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。実は、鳥取銀行のほうなんですけれども、筆談マークを全店舗に設置していただいています。今後、公共施設やさまざまな公的な場で、

皆様にも御協力いただきながら、普及啓発をしていきたいと思っています。まず、コミュニケーション保障ができる環境づくりのためには、理解をしていただきたいと思っていますので、ぜひ普及に利用していきたいと思っていますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

先ほど、資料1のほうで、障がい者が暮らしやすい地域づくりの基本条例というところの中にもありましたように、情報アクセシビリティについてです。その課題があります。今回、倉吉のほうで起こりました地震についても、地方局のテレビでは、情報発信をしているときに字幕がついていませんでした。聞こえない人たちが、情報が入らないという課題が起こりました。そのあたりをやはり、例えば、倉吉市が持っている情報など、知識など、若桜町などでは字幕、防災無線を字幕でお知らせする機器を、各家庭で貸し出しをしているというものがあります。県内全域ではありません。地域格差というものも起こっていますので、そのもと、住民として情報が入らない状況になってしまいます。まずは、やっぱりテレビに字幕をつけてもらって、誰にでも何かの災害が起こったときに見て、情報を得られるということが必要だと思います。また、地域の中で、簡単な情報は入ってくる機能を持っているものを設置していただければ、安心して、本当に安心した暮らしができると思うので、地域の中でそういった環境づくりもしていきたいと思っています。県でも、やはり市町村での格差をなくしていただけるように、計画などを考えていただきたいと思います。

もう1つ、もう1点です。教育についてです。教育委員会では、先ほどから、手話ハンドブックをつくっていただきました。県内の小・中学校の全生徒に配布していただいています。その後の方策というか、それが見えてきません。実際に最近、手話を親しむことで、聞こえない人たちの理解が深まってきています。そういった面もありますので、使い方をもっときちんと活用していただきたいと思っています。もう1点、聞こえない子どもに対する支援です。現在、インクルーシブ教育というものが進んでいます。難聴、聞こえにくい子どもたちが、地域の一般の学校に入り、例えば、そういった例もふえてきています。実際、聞こえにくい子どもたちに対する支援というものが、やはり見えてきません。実際に本人がなかなかコミュニケーションをとりにくいという状況が起こっています。そのあたりも教育の面からもきちんと、今後の方針として、聞こえない子どもたちに対する支援、そのあたりをきちんとしていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

(小林障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の小林でございます。冒頭の筆談マーク等が鳥取銀行の全店舗に配置されたということでございますけれども、これにつきましては、他の店舗等にも配置されるように、県としても、ろうあ連盟さん、それから鳥聴協さんと協力しながら支援していきたいというふうに思います。

それから、中部地震の対応でございますけれども、地方局で字幕が出なかったということですが、なかなか一朝一夕に、地方局に全て字幕をとというのは難しいかもしれませんが、ここは、やっぱり関係課と連携しながら、そういった働きかけというのは、地道にやっていく必要があるのかなというふうには考えています。それから、そういった防災行政無線のほうで、字幕が表示されるようなものとか、あと、多分アイ・ドラゴンっていうんですか、そういった機器のことを言われたんだと思いますけれども、そういったことにつきましても、引き続き、こういったこと

ができるのか、支援できるのか検討はしたいというふうに思いますし、ただ、主体がやっぱり、どうしても市町村になってきますので、市町村の御理解を得ながら、どういうふうにそういった整備等進めていくかというのは、今後も継続して取り組んでいきたいと思います。障がい福祉課からは以上でございます。

(足立特別支援教育課長) はい。特別支援教育課のほうから、いただきました、先ほど教育に関する意見について少しお答えさせていただきます。まず、ハンドブックの活用ということで御意見をいただきました。新生児も含めて全ての子どもたちにハンドブックを配るように取り組んでおりますが、それを活用していくということで、例えば、今、手話普及コーディネーターを配置をして、各小・中学校で、そういう手話の普及にも取り組んでおりますし、手話普及の支援員さんもたくさんふえてきております。そういうことを含めながら活用していきたいというふうに思っております。

また、2点目で、聞こえにくい子どもたちの支援をとという御意見がありました。最近、地域の小・中学校で、聞こえにくい子どもたちがやはり在籍するようになってきているという実態があります。もちろんろう学校の職員がそういう小・中学校へ出かけていって支援をすることも、もちろんこれまでもやってきておりますし、それも強化していきたいというふうに思っております。また、人事の関係で、ろう学校にいた職員が、地域の小・中学校で人事異動でかわっていくことによって、聞こえにくさを持っている子どもたちを早期に発見をして、ろう学校の専門性につながるとか、または適切な支援をしていくだとかというようなこともあり得るのかなというふうには思っております。ですので、ろう学校が持っている専門性を小・中学校に広げていくという意味では、1つの人事異動というの大きな取り組みになっていくのかなというふうに考えております。もちろん、ろう学校の専門性を高めるという視点と、またはそれを広めていくという視点、両方持ちながら、聞こえにくい子どもたち、または先ほどのハンドブックの活用についても続けて取り組んでいこうというふうに考えております。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。それでは時間は、まだございますか。

(3) その他

第5期障害福祉計画（H30～32）の策定について

(前垣会長) では、時間になりましたので、議事の3、その他に移らせていただきます。事務局のほうで何かございますでしょうか。

(林障がい福祉課係長) はい、すみません。県の障がい福祉課の林です。資料4でございますけれども、私のほうからは、鳥取県障害福祉計画の見直しについて簡単に報告をさせていただきたいと思います。この計画なんですけれども、現在、平成27年から、27年度から29年度までの第4期の計画期間中でありまして、来年度で満了を迎えます。それで、平成30年度からは、3年間の次の計画を定める必要がありますので、来年度、この計画の見直しを行う必要があるんですけれども、それに先立ちまして、国のほうで基本指針が定まるようになってございます。その国の基本指針なんですけれども、この3月末に出る予定となっております、その基本指針に沿って来年度、県の障害福祉計画の見直し作業を行うこととなります。それから、初めのほうで、県民

みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例のお話がありましたが、この条例の趣旨であるとか、その他、昨今の障がい者施策をめぐる状況でありますとか、そういったことを踏まえまして、この障害者計画を、鳥取県障がい者プラン全体を一部見直そうと考えているところでございます。見直しにつきましては、昨年11月のこの協議会におきまして、障がい者プランの進捗を御報告させていただきましたけども、そういったように計画の実績を把握しつつ、また委員の皆様のお意見をいただきながら、あと中心もとのですね、障がい者団体の御意見も頂戴して、さらにパブコメなんかを実施して、県民の皆さんの御意見もお伺いしながら、次の計画を立てていきたいと考えております。また、市町村のほうでも県と同様に、平成30年度から始まります、この3年間の障害福祉計画の見直しをする必要がありますので、県と市町村のほうとも情報共有させていただきながら、見直しの施策を進めていきたいと思っております。

資料4の次のページ、資料の2ページ目の下のところですね、点字資料は12ページの下側になります。主なスケジュールのところですけども、まずは、現計画の実績を把握した上で、可能であれば7月以降にでもここの協議会を開催させていただきまして、その際に何かしらの方向性を報告させていただければと思っております。そういったスケジュールで行けるように進めていければと考えています。また、年度改めましたら、改めて御意見をいただくこともあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。あわせて、来年度中には委員の皆様の新任期の更新がありまして、この計画見直しの途中で交代になるよりは、できましたら同じ方が継続して御審議いただくほうが、我々といたしましてもありがたいものでして、ぜひ、可能な限り引き続き御就任いただければ大変ありがたいと思っております。これも時期が来ましたら、改めて依頼をさせていただきますので、よろしくお願いたします。私のほうからは以上でございます。

(前垣会長) はい、ありがとうございます。熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございます。では、司会を事務局のほうに返させていただきます。

(小林障がい福祉課長) 皆さん、本日は大変御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。引き続き、障がい者施策につきまして御尽力、それから御協力をいただきたいと思います。実は本日は人事の内示でございまして、これから帰って内示を受けるわけでございますが、どこに行こうとも、皆様方の御協力をお願いしたいと思います。本当に今年度大変お世話になりました。ありがとうございました。